

八幡市地域公共交通網再編検討業務仕様書

1. 業務名

八幡市地域公共交通網再編検討業務

2. 適用範囲

本仕様書は、八幡市（以下「発注者」という。）が委託する「八幡市地域公共交通網再編検討業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

3. 業務目的

少子高齢化・人口減少に伴う社会構造の変化や恒常的な運転士不足等により公共交通を取り巻く環境はより厳しさを増しており、本市においても路線バスの減便や廃止という形で顕在化している。

本業務では、本市全体の地域公共交通をどう組み立てていくかという視点に立ち、持続可能な公共交通への再編を図るため、本市の公共交通の現況・課題を整理し、公共交通の利用実態、ニーズを踏まえて、コミュニティバスのルート・ダイヤの再編、デマンド交通等の新しい交通手段の導入等を含めた地域公共交通網再編検討を行う。

4. 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日

5. 業務範囲

八幡市全域

6. 業務内容

本業務の業務内容は以下のとおりとする。

(1) 関連計画の整理

本業務に関連する計画について整理する。特に以下のとおり示す計画については、本業務との関連が深いものとして整理する。

- ア 八幡市総合計画
- イ 八幡市地域公共交通計画
- ウ 八幡市都市計画マスタープラン
- エ 八幡市立地適正化計画

(2) 八幡市における地域特性の整理

基礎資料として、国勢調査等の各種統計調査を活用し、八幡市における人口・世帯・地理、各種施設の立地等の状況を整理する。

(3) 地域公共交通の現況・課題整理

交通事業者あるいは関係省庁に対し、資料提供等の協力を求め、必要に応じて聞き取り調査を行い、八幡市内における地域公共交通の現況・課題を整理する。協力の要請や聞き取り調査については、発注者と協力して行うものとする。

(4) コミュニティバスやわたの現況・課題整理

交通事業者あるいは関係省庁に対し、資料提供等の協力を求め、必要に応じて聞き取り調査あるいは乗り込み調査を行い、コミュニティバスやわたの現況・課題を整理する。協力の要請や聞き取り調査等については、発注者と協力して行うものとする。

(5) アンケート調査の実施

公共交通の利用実態やニーズ等を把握するため、市民を対象としたアンケート調査を実施する。

アンケート調査の実施方法については、既往調査の活用も含め、発注者と受注者で協議するものとする。

(6) ワークショップの実施

公共交通の利用実態やニーズ等を把握するため、市民を対象としたワークショップを実施する。実施方法や回数については発注者と受注者で協議するものとする。

(7) 八幡市における地域公共交通網再編案の提案

八幡市における現況や課題を踏まえ、コミュニティバスのルート・ダイヤの再編、デマンド交通等の新しい交通手段の導入等を含めた地域公共交通網再編案を提案する。提案にあたっては、以下の点について留意すること。

ア 地域公共交通を導入あるいは廃止を検討するためのPDCAサイクルの考え方を取り入れること。

イ 2030年あるいは2050年における八幡市の地域公共交通網についても検討すること

ウ 市・交通事業者・利用者の役割を明確にし、持続可能性に配慮した案とすること。

(8) 地域公共交通会議の運営支援

地域公共交通会議の会議資料作成、会議への出席（助言・提言等）、報告書の作成等を行う。地域公共交通会議は幹事会を含めて3回を想定する。

7. 打合せ協議

(1) 打合せ協議の回数は合計3回以上とし、内訳は次のとおりとする。なお、必要に応じてオンラインでの開催も可とする。

ア 初回1回

イ 中間1回

ウ 成果品納入時1回

(2) 中間協議は発注者又は受注者の必要に応じて随時行う事とし、業務の進捗等についてとりまとめた資料を提供することとする。なお、中間協議の追加は設計変更の対象としない。

8. 成果品

本業務における成果品は次のとおりとする。

(1) 業務報告書（A4版、ファイル綴じ）・・・・・・・・・・ 3部

(2) 各種データを収録した電子媒体（CD-R又はDVD-R）・・ 1枚

(3) その他、業務項目において作成した根拠資料等・・・・・・・・ 3部

9. 著作権

本業務の成果品に関する権利は全て八幡市に帰属するものとする。ただし、本業務開始前に、受注業者が所有している著作権、外部から提供されているコンテンツにかかる著作権についてはこの限りではない。

10. その他

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議によるものとする。